

令和 4 年 10 月 吉日

## 長野信用金庫

お客さま 各位

平素より、当金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

全国銀行協会は、これまで全国各地の手形交換所で行っていた金融機関の手形・小切手等の交換を、2022 年 11 月 4 日より電子手形交換所での交換に変更します。これに伴い、当金庫の「当座勘定規定」の一部を改正します。また、お客さまの手形・小切手などの記載方法について記載した「小切手用法・約束手形用法・為替手形用法」も改正します。詳細につきましては下記をご覧ください。

記

1. 改正日：2022年11月4日(金)
2. 改正する規定等（全文は各規定をクリックすることで確認できます。）
  - (1) 当座勘定規定 [①一般当座勘定規定](#)  
[②当座勘定規定（専用約束手形口用）](#)
  - (2) 小切手用法、約束手形用法、為替手形用法（各規定に必要な用法が添付されています）
3. **主な**改正内容

### (1) 一般当座勘定規定

- ① 第 8 条（手形、小切手の支払）第 2 項に、以下の条項を追加します。

前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。

- ② 第 9 条（手形、小切手用紙）第 4 項、第 6 項、第 7 項に、以下の条項を追加します。

- 4.当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当金庫宛に連絡してください。
- 6.当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。
- 7.前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。

- ③ 第 18 条（印鑑照合等）第 1 項の印影、第 2 項の用紙の後に以下の文章を追加します。

（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）

- ④ 第 30 条（個人情報センターへの登録）を削除します。

(2) 当座勘定規定（専用約束手形口用）

- ① 第 7 条（手形の支払）第 2 項に、以下の条項を追加します。

前項の支払にあたっては、手形の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。

- ② 第 8 条（手形用紙）第 2 項、第 5 項、第 6 項に、以下の条項を追加します。

- 2.当座勘定から支払をした専用約束手形のうちに、本人が振出したものではない手形や改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当金庫宛に連絡してください。
- 5.当座勘定から支払をした専用約束手形用の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。
- 6.前項の期間を経過した場合において、預金者から請求があつたときは、当金庫所定の手続きによって当該手形の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。

- ③ 第 15 条（印鑑照合等）第 1 項の印影、第 2 項の用紙の後に以下の文章を追加します

（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）

- ④ 第 25 条（個人情報センターへの登録）を削除します。

(3) 小切手用法・約束手形用法・為替手形用法

- ① 電子手形交換所システムの仕様を踏まえて、第 4 条（為替手形用法は第 5 条）第 2 項、第 3 項を以下のとおり変更し、また、第 4 項および下表を追加します。

(2) 金額をアラビア数字（1, 2, 3……）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには「※」、「☆」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。

(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字の一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」をその終わりには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。

(4) 金額欄には第 2 項または第 3 項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重ならないようにしてください

<下表>

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧・・・各用法共通

	1			2			3		4			5		6				
漢数字	壹	弍	弍	弍	弍	貳	貳	參	參	四	泗	肆	五	伍	六	陸		
	7			8			9		10			100			1,000		10,000	
漢数字	七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	仕	百	佰	陌	千	仟	阡	万	萬	

(その他) 金、円、圓（円の異体字）、億

お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

- ② 電子手形交換所システムの仕様を踏まえて、第 5 条（為替手形用法は第 6 条）を以下のとおり変更します。

金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは訂正箇所にお届け印をなつ印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名、QR コード欄に重ならないようにしてください。

- ③ 電子手形交換所システムの仕様を踏まえて、約束手形用法・小切手用法、第 6 条を以下のとおり変更します。

小切手用紙の下辺余白部分（クリアーバンド）は使用しないでください。また、記名なつ印や金額の複記が QR コード欄に重ならないようにしてください。

- ④ 電子手形交換所システムの仕様を踏まえて、為替手形用法、第 8 条を以下のとおり変更します。

手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分（《用紙見本》斜線部分）は使用しないでください。

※ QR コードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

以上